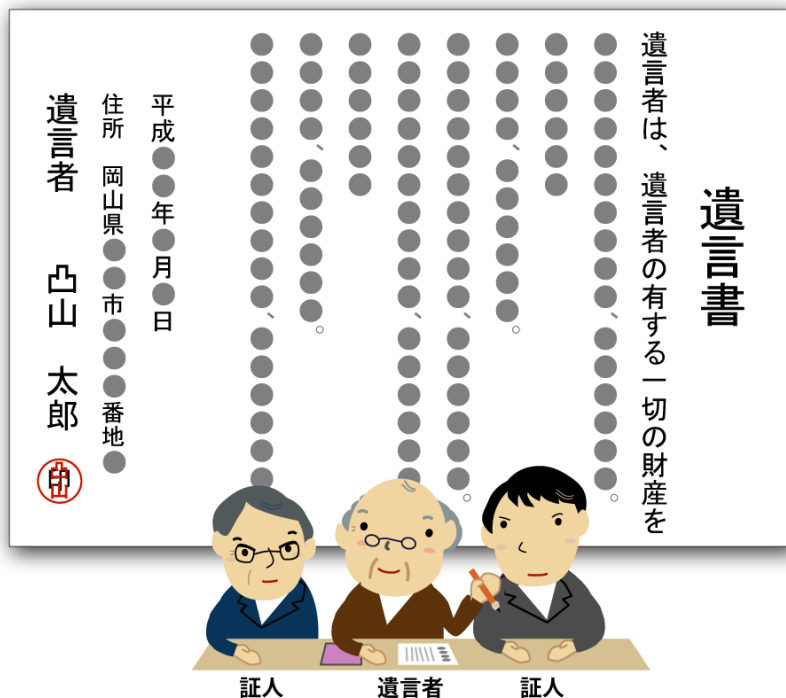


5 公正証書遺言の作り方

1 普通的方式 公正証書遺言



- (1) 証人2人以上の立会いがあること。
- (2) 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。
- (3) 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- (4) 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。
- (5) 公証人が、(1)~(4)に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。